

高松市スポーツ少年団リーダー会規程

(総則)

第1条 この規程は、高松市スポーツ少年団設置規程第22条に規程されたリーダー会に関することを定める。

(目的)

第2条 リーダー会は、高松市スポーツ少年団のリーダーが相互に協力しあい、友情を深め、自ら資質の向上に努めるとともに、高松市スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 リーダー会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の友情を深めるための活動。
- (2) 会員の資質向上のための研修会。
- (3) スポーツ少年団リーダー講習会への参加。
- (4) スポーツ少年団の各種事業への参加と協力。
- (5) スポーツ少年団の広報活動。
- (6) その他前条目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 リーダー会の会員は、次のように定める。

- (1) 単位団代表者の推薦を受けた中学生以上20歳未満のリーダー。
- (2) リーダー会の目的に賛同するシニア・リーダースクール修了者の25歳未満のリーダー。

(登録)

第5条 リーダー会への入会は、所定の加入申込書により行う。

2 登録は、毎年度これを更新するものとする。

第6条 次の各項に該当するとき会員の資格を喪失する。

- (1) リーダーとしての研修を怠ったり、会則に違反し会の名誉をき損するような行為。
- (2) 総会または、役員会においてリーダー資格喪失と認められた場合。
- (3) 退会を申し出て承認された場合。

(リーダー会役員)

第7条 リーダー会につきの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 顧問 若干名

第8条 リーダー会の役員選出は次のとおりとする。

会長，副会長，書記，幹事は，総会において会員のなかから選出する。

2 顧問は，指導者登録しているもののなかから本部が推薦し総会において承認する。

第9条 会長は，リーダー会を代表し，会の運営にあたる。

2 副会長は，会長を補佐し，会長事故あるときはその職務を代行する。

3 書記は，記録を保存し，必要事項を会員に伝達する。

4 幹事は，リーダー会の事業を遂行するために必要な役割を分担する。

第10条 役員任期は，1年とする。しかし，再任を妨げない。

2 役員は，任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(会議)

第11条 総会は，毎年1回開催し，会長がこれを招集しその議長となる。

2 会長が必要と認めるとき，臨時総会を開催することができる。

3 総会は，役員改選ならびに事業計画および事業報告の承認，その他の重要事項を審議決定する。

4 役員会は，リーダー会の目的を達成するための事業を協議し，その推進にあたる。

第12条 役員会は，会長，副会長，書記，幹事をもって構成する。

第13条 会議の議決は，出席者の過半数の同意を得て議決するものとし，可否同数の場合は議長が決する。

(規程改正)

第14条 リーダー会の規程は，総会出席者の過半数の同意を得，常任委員会の承認を得て改正できる。

附 則

この規程は，平成7年5月26日から施行する。

附 則

この規定は，平成12年8月29日から施行する。